

総務省

○農林水産省告示第三号

国土交通省

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の二第九項の規定に基づき、産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成二十九年五月十一日

総務大臣 山本 早苗

農林水産大臣 山本 有二

国土交通大臣 石井 啓一

半島振興対策 実施地域の名 称	産業振興促進計画の区域	産業振興促進 計画の作成主 体の名称	産業振興促進計 画の名称	産業振興促進計 画を認定した日
伊豆中南部	静岡県下田市の全域	下田市	下田市産業振興 促進計画	平成二十九年 四月二十四日
伊豆中南部	静岡県沼津市戸田地区（旧戸 田村の区域に限る。）	沼津市	沼津市産業振興 促進計画	平成二十九年 四月二十四日

紀伊	伊豆中南部	伊豆中南部	伊豆中南部	伊豆中南部	伊豆中南部	伊豆中南部	伊豆中南部
和歌山県伊都郡高野町の全域	静岡県賀茂郡西伊豆町の全域	静岡県賀茂郡松崎町の全域	静岡県賀茂郡南伊豆町の全域	静岡県賀茂郡河津町の全域	静岡県賀茂郡東伊豆町の全域	静岡県伊豆市の全域	
高野町	西伊豆町	松崎町	南伊豆町	河津町	東伊豆町	伊豆市	
促進計画	興促進計画	促進計画	興促進計画	促進計画	興促進計画	促進計画	伊豆市産業振興
高野町産業振興	西伊豆町産業振	松崎町産業振興	南伊豆町産業振	河津町産業振興	東伊豆町産業振	伊豆市産業振興	伊豆市産業振興
四月二十四日	四月二十四日	四月二十四日	四月二十四日	四月二十四日	四月二十四日	四月二十四日	平成二十九年
平成二十九年	平成二十九年	平成二十九年	平成二十九年	平成二十九年	平成二十九年	平成二十九年	平成二十九年